

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

令和5年9月  
大町町

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 大町町は、佐賀県の中央南西部に広がる白石平野の北部に位置し、その立地条件を生かして稲麦を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、一部の農家で施設園芸の導入が盛んとなっている。

特に佐賀県が取り組んでいる「さが園芸888運動」に呼応した推進活動を展開し、施設野菜、花き、果樹などの振興に努めている。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

2 大町町の農業構造については、昭和40年代より大手企業の工場進出があり、これを契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である町北部地区などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が一部遊休化傾向にあることからこれを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。具体的な経営の指標は、大町町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり430万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が大町町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

3 大町町は、将来の大町町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、大町町は、隣接する江北町とともに、佐賀県農業協同組合、大町町農業委員会、杵藤農林事務所、杵島農業振興センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、杵島地区農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするた

め徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の杵島地区農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、地域計画の実現に向け農業委員会などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号））の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の集約化を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、佐賀県農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、杵島農業振興センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である北部地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を

単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化及び農業機械の共同化を進めて機械利用組合の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、豊富な経験と技術を有する高齢農家、土地持ち非農家との間で地域資源の維持管理、労働力の相互補完等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう、連携協力していくことを通じて健全な農村集落の育成・発展を図る。

また、これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「地域計画」と整合がとられるよう推進する。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、大町町が主体となつて、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした集落営農経営支援事業や経営構造対策事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 4 大町町は、杵島地区農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を杵島農業振興センターの協力を受けて行う。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする中山間の北部地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、市場関係者や佐賀県農業協同組合園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 5 大町町は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、本町農業が今後とも安全で質の高い食料の安定供給や環境保全、農村地域の集落機能の維持などの役割を果たしていくため、新規学卒をはじめ、農家あと継ぎのUターン、農外からの新規参入など幅広い就農ルートから年間1人の意欲ある新規就農者を確保することとする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等については、本町及び周辺地域の優良な農業経営

の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始5年後には、農業で生計が成り立つ年間農業所得（上記に示す効率的かつ安定的な農業経営目標の約6割程度、すなわち主たる従事者1人あたりの年間所得250万程度）を目標とする。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に大町町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、大町町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
水稲作+麦+大豆 +作業受託	水稲=5.27ha 麦=8.1ha 大豆=2.84ha 作業受託（収穫） =8.0ha	①作物・品種毎の団地化による作業の効率化 ②農地の面積集約による生産の効率化 ③機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ④品種の組合せによる作期幅拡大
施設いちご （土耕栽培）	いちご=35a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④光合成促成装置の効果的な使用による収量の向上
施設きゅうり	きゅうり=28a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆やヒートポンプの導入など脱石油・生石油対策の実施
施設きゅうり （環境制御技術）	きゅうり=18a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
こねぎ	こねぎ=90a	①播種期の組合せによる周年出荷体制

水稲作+麦+大豆 +たまねぎ	水 稲=2.6ha 麦=2.2ha 大 豆=1.26ha たまねぎ=1.8ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③園芸作物導入による所得向上 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤たまねぎの機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散
水稲+大豆+麦+ ブロッコリー	水 稲=6.11ha 大 豆=3.29ha 麦=8.46ha ブロッコリー=0.94ha	①経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した個別部門での園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤品種・作型の組合せによる労力分散
ゆり	ゆり=27a	①多層被覆や循環線などの脱石油・省石油型機械装置の導入 ②需要動向に即した優良品種の導入 ③適正な温度管理、土作りの徹底
露地みかん	極早生みかん=30a 早生みかん=40a 普通みかん=75a 露地不知火=15a	①極早生、早生、普通、中晩柑を組み合わせた労力分散 ②マルチ栽培や根域制限栽培の導入によるブランド果生産
ハウスみかん	ハウスみかん=45a	①基本管理の徹底と土づくりによる単収向上 ②加温時期の分散と温度管理の徹底 ③省エネルギー対策による生産コスト削減

○経営管理の方法

- ・複式簿記等による経営データの把握と財務管理
- ・青色申告の実施
- ・圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・経営内における役割の明確化と労働の適正評価及び生活と調和したゆとりある営農生活設計の樹立
- ・企業的経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
- ・ 年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・ 雇用労働力を生かした企業的労務管理の実施
- ・ 地域間・経営体間の労働力調整
- ・ 農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
集落営農法人 水稲+麦+大豆	水稲=16.25ha 麦=25.0ha 大豆=8.75ha	①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組合せによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減

○経営管理の方法

- ・ 複式簿記等による経営データの把握と財務管理
- ・ 圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・ 経営内（組織内）における役割の明確化と労働の適正評価
- ・ 企業的経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・ 新技術及び市場情報等の収集
- ・ 共同作業によるプール計算方式の導入

○農業従事の態様等

- ・ 企業的組織運営（雇用契約）に基づく給料制、休日制の導入
- ・ 年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・ 雇用労働力を生かした企業的労務管理の実施
- ・ 地域間・経営体間の労働力調整
- ・ 農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

## 第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を踏まえ、大町町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

### [個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
水稲作+麦+大豆 +作業受託	水稲=3.16ha 麦=4.86ha 大豆=1.7ha 作業受託=4.8ha	①作物・品種毎の団地化による生産の効率化 ②農地の面的集約による生産の効率化 ③機械化一貫体系による省力・低コスト生産 ④品種の組合せによる作期幅拡大
施設いちご (土耕栽培)	いちご=21a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
施設きゅうり	きゅうり=17a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③多層被覆やヒートポンプの導入など脱石油・省石油対策の実施
施設きゅうり (環境制御技術)	きゅうり=11a	①新品種導入による収量の向上 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上
こねぎ	こねぎ=54a	①播種期の組合せによる周年出荷体制
水稲作+麦+大豆 +たまねぎ	水稲=1.56ha 麦=1.32ha 大豆=0.76ha たまねぎ=1.08ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③園芸作物導入による所得向上 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤たまねぎの機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散

水稲+大豆+麦+ ブロッコリー	水 稲=3.67ha 大 豆=1.97ha 麦=5.08ha ブロッコリー=0.56ha	①経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を活用した個別部門での園芸作物の導入 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤品種・作型の組合せによる労力分散
ゆり	ゆり=16.2a	①多層被覆や循環線などの脱石油・省石油型機械装置の導入 ②需要動向に即した優良品種の導入 ③適正な温度管理、土作りの徹底
露地みかん	極早生みかん=18a 早生みかん=24a 普通みかん=45a 露地不知火=9a	①極早生、早生、普通、中晩柑を組み合わせた労力分散 ②マルチ栽培、根域制限栽培の導入によるブランド果生産
ハウスみかん	ハウスみかん=27a	①基本管理の徹底と土づくりによる単収向上 ②加温時期の分散と温度管理の徹底 ③省エネルギー対策による生産コスト削減

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
土地利用型法人 水稲+麦+大豆	水 稲=9.75ha 麦=15.0ha 大 豆=5.25ha	①作物・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③余剰労力を生かした園芸作物の導入

○経営管理の方法

- ・ 記帳による経営データの把握と財務管理
- ・ 圃場別・個体別の情報管理による技術の高度化
- ・ 経営内における役割の明確化と労働の適正評価
- ・ 経営感覚の養成のための異業種交流等経営研修への参加
- ・ 新技術及び市場情報等の収集

○農業従事の態様等

- ・ 家族経営協定の締結
- ・ 年間労働配分を考えた作目、品種、作型の組合せ
- ・ 多様な雇用労働力の導入
- ・ 農作業環境の改善、機械化の推進による労働環境の快適化

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

大町町の農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、さが農業経営・就農支援センター、杵島農業振興センター、佐賀県農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的な研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、大町町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関する多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

#### 2 大町町が主体的に行う取組

大町町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、杵島農業振興センターや佐賀県農業協同組合などの関係機関と連携して、就農希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識取得に向けた研修や必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行うとともに、必要に応じて地域計画の修正等の措置を講ずる。

大町町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップや、近隣農家から営農に関するアドバイス等ができる体制づくりを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

#### 3 関係機関等の連携・役割分担の考え方

大町町は、県、大町町農業委員会、佐賀県農業協同組合、杵島農業振興センター等の関係機関と連携しつつ町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、

農用地や農業機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 県農業会議、県農地中間管理機構、大町町農業委員会は新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティーづくりを行う。

#### 4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

大町町は杵島地区農業再生協議会及び佐賀県農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及びさが農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、佐賀県農業協同組合等の関係機関と連携して経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、県及びさが農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たな農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるようさが農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、大町町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

面積のシェア：80%程度

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次はおおむね10年先とする。

## 2 その他の農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

大町町、大町町農業委員会、農地中間管理機構、佐賀県農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら面としてまとまった形での集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

### 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

大町町は、佐賀県が策定した「佐賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5の「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、大町町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

大町町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①地域計画推進事業の推進
- ②農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

#### ④その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、中間管理事業の実施を促進する事業については、大町町全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、「地域計画」の策定と連動させることにより、効率的かつ効果的に集約化が図れるよう努めるものとする。

更に大町町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度の啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該地域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町の広報掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ることとする。参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、佐賀県農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林建設課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

大町町は、地域計画の策定に当たって、杵島農業振興センター・大町町農業委員会・農地中間管理機構・佐賀県農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

大町町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のため行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、農用地利用関係の調整や農作業の共同化等を行う上で、効果的に事業を展開できる場合については、集落の一部の区域を除外できるものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を大町町に提出して、農用地利用規程について大町町の認定を受けることができる。

② 大町町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規定が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規定で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 大町町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を大町町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規定の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団

体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 大町町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者(所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある

場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 大町町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 大町町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、杵島農業振興センター、大町町農業委員会、佐賀県農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、大町町担い育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する農業者等の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境整備を図る必要がある。

#### (1) 農作業の受委託の促進

大町町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 佐賀県農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

佐賀県農業協同組合は、農作業受委託の窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、大町町及び農地中間管理機構と連携して調整に努めると

もに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### 4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

##### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

大町町は、1 から 6 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 大町町は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 大町町は、地域営農づくりや「むらづくり」を推進することによって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

##### (2) 推進体制等

###### ① 事業推進体制等

大町町は、大町町農業委員会、杵島農業振興センター、佐賀県農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

###### ② 大町町農業委員会等の協力

大町町農業委員会、佐賀県農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、杵島地区農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、大町町は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 22 年 6 月 11 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 26 年 8 月 20 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 28 年 8 月 4 日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和 4 年 10 月 3 日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和 5 年 9 月 9 日から施行する。